

野田市土地開発公社定款

(昭和48年9月18日設立登記)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、野田市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、野田市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を野田市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)の定めに準じて行うものとする。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以内
- (2) 監 事 2名以内

2 理事のうち理事長、副理事長及び常務理事は、各1名とする。

3 常務理事は、常勤とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けて公社の業務を処理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。
- 5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

（役員任命）

第8条 理事及び監事は、市長が任命する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- 3 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が、任命する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員兼任の禁止）

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（職員任命）

第11条 職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）

第12条 常勤の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員になり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号から第3号までに掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 公社は、第1条の目的を達するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

- イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ウ 公営企業の用に供する土地
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
- オ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- カ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- キ 航空機の騒音により生じる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立て事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（公社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第18条 会社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 会社の資産は、基本財産とする。

2 会社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全、かつ、确实有利な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財務諸表及び事業報告書)

第21条 会社は、毎事業年度の終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを野田市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(解散)

第24条 会社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、野田市議会の議決を経、千葉県知事の認可を受けたときに解散する。

2 会社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は野田市に帰属させる。

(規程への委任)

第 2 5 条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この土地開発公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この土地開発公社の最初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第 2 0 条の規定にかかわらず、この土地開発公社の成立の日から昭和 4 9 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、野田市議会の議決を経て、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 5 6 年 1 0 月 1 7 日認可、施行)

附 則

(施行期日)

1 この定款は、野田市土地開発公社理事会の議決を経て、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 3 年 3 月 2 6 日認可、施行)

(経過措置)

2 この定款の改正後初めて任命される常務理事の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、任命の日から平成 4 年 7 月 3 1 日までとする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 1 7 年 1 0 月 5 日認可、施行)

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 2 0 年 4 月 1 6 日認可、施行)

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 2 0 年 1 2 月 1 日認可、施行)